



## D Mga iba pang pagpaparehistro

[Bumalik sa TOP ng D Mga iba pang pagpaparehistro](#)

### 4 Pagrehistro ng pagkamatay

Kahit dayuhan, kapag namatay sa Japan, kinakailangan ding dumaan sa proseso tulad ng ordinaryong Hapon. Sakop ng census registration ang mga dayuhan na naninirahan sa Japan kung kaya kinakailangang iparehistro ang pagkamatay sa tanggapan ng munisipyo batay na rin sa nabanggit na alituntunin (census registry).

Maliban sa pagrehistro ng pagkamatay, kailangang isauli sa tanggapan ng munisipyo ang alien registration card at itatanggal sa alien registration. Gayundin, may proseso ring dapat gawin sa bansa na pinagmulan ng namatay. Magkaiba ang prosesong ito sa bawa't sa bansa kung kaya makabubuting kumpirmahin sa embassy at consulate sa Japan hinggil sa prosesong ito.

Sa sinumang namatayan ng asawa at may hawak na visa bilang asawa ng Hapon o "Spouse of Japanese National," hindi maaaring baguhin ang tagal ng panahon ng pananatili. Kung nais na ituloy ang pananatili sa Japan, makipag-ugnayan sa Immigration Bureau.

Dokumentong kailangang ihanda	Saan ipapasa ang dokumento	Mula at hanggang kailan	Processing fee
1 Sertipiko ng pagrehistro ng pagkamatay mula sa tanggapan ng munisipyo o kaya ay sa ospital 2 Sertipiko ng pagkamatay (Sa oras ng pagkamatay, may katibayan mula sa doktor sa may kolum na nasa sertipiko ng pagkamatay na kasama sa sertipiko ng pagrehistro ng pagkamatay.) 3 Inkan o sariling pantatak ng naghayag ng pagkamatay sa munisipyo (Maaaring pirma o sign kung walang inkan o sariling pantatak.)	Sa tanggapan ng munisipyo ng inyong lugar o di kaya'y sa lugar na kinamatayan	Sa loob ng 7 araw mula sa pagkakaalam ng pagkamatay	Walang bayad



## D Mga iba pang pagpaparehistro

[Bumalik sa TOP ng D Mga iba pang pagpaparehistro](#)

Sample

### 死亡届

平成 年 月 日届出

長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	長印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	財 票	住民票	通知

(1) (よみかた)	氏 名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
(2) 氏 名	氏 名		
(3) 生 年 月 日	明治 昭和 大正 平成 年 月 日	(生まれたから30日以内に死亡したときは生まれた時期も書いてください)	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
(4) 死亡したとき	平成 年 月 日		<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
(5) 死亡したところ	番地 番 号		
(6) 住 所	番地 番 号		
(6) (住民登録をしているところ)	世帯主の氏名		
(7) 本 籍	番地 番 号		
(7) (外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名		
(8) 死亡した人の夫 または 妻	<input type="checkbox"/> いる (満 歳) <input type="checkbox"/> いない ( <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)		
(9) 死亡したときの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯		
(10) 死亡した人の職業・産業	(国勢調査の年一平成 年-の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)		
(10) 職業・産業	職業	産業	
その他			
届 出 人	<input type="checkbox"/> 1. 同居の親族 <input type="checkbox"/> 2. 同居していない親族 <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 家主 <input type="checkbox"/> 5. 地主 <input type="checkbox"/> 6. 家屋管理人 <input type="checkbox"/> 7. 土地管理人 <input type="checkbox"/> 8. 公設所の長		
住所	番地 番 号		
本籍	番地 番 号	筆頭者の氏名	
署名	印	年 月 日生	
事件簿番号			
連絡先	電話 - - 昼間連絡が取れるところ 自宅・勤務先・携帯		

#### 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

死亡したことを知った日からかぞえて7日以内に出してください。

届書は、1通でさしつかえありません。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

内縁のものはふくまれません。

には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。

死亡者について書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎届出人の印をご持参ください。

字は略さず丁寧に書いてください。





# D Mga iba pang pagpaparehistro

[Bumalik sa TOP ng D Mga iba pang pagpaparehistro](#)

Sample

## 死亡診断書 (死体検案書)

この死亡診断書(死体検案書)は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。正しい書で、できるだけ詳しく書いてください。

### 記入の注意

氏名	1 男	2 女	生年月日	明治 昭和 平成 年 月 日	午前・午後 時 分 (生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください)	
	死亡したとき			平成 年 月 日		午前・午後 時 分
(12) 死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別 1病院 2診療所 3介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他				表の12時は「午前0時」、 表の12時は「午後0時」と書いてください。 「老人ホーム」は、介護老人ホーム、特別介護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。	
(13)	死亡したところ 管地 番 号					
(14) 死亡の原因	I		(ア)直接死因	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間	傷病名等は、日本語で書いてください。 「種」では、各傷病について発病の方(例:急性)、病因(例:脳梗塞)、部位(例:右脳門部)、性状(例:病理組織型)等もできるだけ書いてください。 妊娠中の死亡の場合は「妊娠経過書」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠経過書の分娩中」と書いてください。 産後42日未満の死亡の場合は「妊娠経過書後産後経過書」と書いてください。 「種及び日欄」に関係した手術については、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や依頼等による情報についてもカッコをつけて書いてください。	
	II		(イ)原因	◆年、月、日等の部分で書いてください。ただし、1日未満の場合は、時、分等の部分で書いてください。(例)1年3か月、5時間20分)		
			(ウ)原因			
			(エ)原因			
◆1欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください。 ◆1欄の傷病名の定数は各欄一つにしてください。 ただし、欄が不足する場合は(の)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください。		部位及び主要所見		手術年月日	平成 年 月 日	
手術		1無 2有		手術年月日		平成 年 月 日
解剖		1無 2有		土曜祭日		
(15) 死因の種類	1病死及び自然死 不慮の外因死 { 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5墜、火災及び火傷による傷害 } 外因死 { 6窒息 7中毒 8その他 } その他及び不詳の外因死 { 9自殺 10他殺 11その他及び不詳の外因 } 12不詳の死					
(16) 外因死の追加事項	傷害が発生したとき		平成 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が発生したところ	都道府県 市区町村	
	傷害が発生したところの種別		1住所 2工場及び建築現場 3道路 4その他			
◆追加又は修正情報の場合でも書いてください						
(17) 産後1年未満で死亡した場合の追加事項	出生時体重		単胎・多胎の別	妊娠週数		
	グラム		1単胎 2多胎(子中第 子)	週		
妊娠・分娩時における母体の病歴又は異状		母の生年月日		前回までの妊娠の結果		
1無 2有		昭和 平成 年 月 日		出生児 人 死産児 人 (妊娠週22週以後に限る)		
(18) その他特に付記すべきことから						
(19) 上記のとおり診断(検案)する						
診断(検案)年月日 平成 年 月 日			本診断書(検案書)発行年月日 平成 年 月 日			
(病院、診療所若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所)			管地 番 号			
[氏名] 医師			印			